

1

子育て期間中の働き方の見直し

短時間勤務制度の義務化
所定時間外労働免除の義務化

2

父親も子育てできる働き方の実現

パパ・ママ育児休業プラス
再度育児休業取得の可能化
配偶者が専業主婦(夫)の場合の育児休業取得可能化

3

仕事と育児・介護の両立支援

子の看護休暇の拡充
介護のための短期休暇創設

4

実効性の確保

苦情処理・紛争解決の援助および調停のしくみの創設
企業名公表・過料など罰則の強化

上記制度は中小事業主にとっては負担が大きいため、中小事業主に対する適用は平成24年6月30日から適用。

→中小事業主:常時100人以下の労働者を雇用する事業主

【改正育児介護休業法】完全施行までのスケジュール】

紛争解決援助制度(都道府県労働局長による援助)

紛争解決援助制度(調停委員による調停)

短時間勤務制度の義務化
所定外労働免除制度の義務化
介護休暇の制度化

平成21年9月30日

平成22年4月1日

平成22年6月30日

平成24年6月30日
中小企業適用

